

CBI 学会法人会員 入会約款 (2012 年 5 月 11 日 策定)
(2012 年 10 月 30 日 改訂)
(2017 年 1 月 27 日 改訂)

(契約の成立)

第 1 条

CBI 学会法人会員申込者（以下「申込者」という）は、申込書の記載内容及び次条以下の条項を確認及び承諾の上、申込書記載の日付において申込書記載の CBI 学会に対して入会の申込を行い、CBI 学会はこれを承諾します。

(会費等の支払)

第 2 条

申込者は申込書に記載された金額の年会費を申込書の定める方法により CBI 学会の指定する期日までに支払うこととします。

(会員特典供与)

第 3 条

会員特典供与形態の定義は、以下の通りとします。

- ①CBI 学会法人会員から構成される「創薬研究会」にご参加頂けます。
- ②創薬研究会運営委員会に、申込者の代表者が委員として参加できます（1 名、単年度更新、記名式）。
- ③CBI 学会が主催する「CBI 学会講演会」に、申込者の法人に所属する社員は無料で参加できます。

第 4 条

本契約において、会員特典供与の開始日とは、申込書の期間欄に記載した日付の始期とし、会員特典供与の準備等がなされており申込書内容の変更がない限り、現実の提供の有無を問わないものとします。

(例会)

第 5 条

CBI 学会研究講演会および創薬研究会運営委員会は公的催事場または民間催事場等において例会を行います。但し、やむをえない事情がある場合には、会場または日時の変更をする事があります。

(契約期間)

第 6 条

契約期間は、4 月 1 日より 1 年間となります。契約は特に事前のお申し出のない限り自動更新となります。

- ① 年度途中の入会の場合、月割りになります。

(入会申込後の撤回)

第7条

CBI学会は、本申込書の交付をした日から、その日を含む7日以内に申込者から書面による契約申込の撤回または契約解除の申し入れがあった場合には、無条件でこれに応じ、名称の如何を問わず受領した金額全額をすみやかに返還するとともに、解約手数料等の請求をしないものとします。但し、この期間内であっても、創薬研究会の会員特典を1回でも受けた場合は本条ではなく、第8条に規定する中途解約に関する条項を適用するものとします。

(中途解約)

第8条

CBI学会は第7条本文に定める入会申込後の撤回可能期間の経過後、申込者より書面により契約の解除の申し出があった場合には、所定の退会用紙に記載した日をもって契約を終了させるものとします。この場合既納入金については一切ご返金しないものとします。

(紛争解決)

第9条

例会等において生じた盗難、紛失、及び会場への移動中等に起きた事故並びに天災等については、CBI学会は一切の責任を負いません。

2 本約款に定めのない事項については、民法等の関連法令に従うものとします。

(改定)

第10条

本約款は、社会情勢の変化等に応じて、事前の予告なく改定することがあります。

お申し込み前に必ずお読み下さい